

読谷村ホームページ広告取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、読谷村広告事業に関する規則に基づき、読谷村のホームページ等への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 村HP 読谷村が管理するホームページ

(2) バナー広告 村HP内に表示される広告画像で、広告主の指定するページにリンク可能なもの。

(広告の種類)

第3条 村HPに掲載できるバナー広告(以下「広告」という。)とする。

(広告の内容、デザイン、規格等)

第4条 広告は、読谷村の名誉を毀損し又は信用を失墜されることのない内容及びデザインとし、規格については次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル×横180ピクセル

(2) 形式 GIF(アニメ不可)、JPEG及びPNG

(3) データ容量 12KB以内

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ、位置及び枠数は村長が指定する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は12ヶ月以内とする。

2 広告の掲載期間の単位は1ヶ月とする。ただし、村長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 広告掲載の開始日及び終了日は別途村長が定める。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、別表に掲げるとおりとする。

(広告掲載期間の延長)

第8条 広告掲載期間に、読谷村の都合で村HPを閉鎖又は、掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(リンク先の変更)

第9条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに読谷村の当該ホームページを管理する課等の長に連絡するものとする。

(補則)

第10条 広告に関し必要な事項は村長が決定する。

別表（第7条関係）

読谷村公式ホームページ	トップページ	10,000 円 / 月 (税別)
	第 2 階層のページ	-
	第 3 階層のページ	-
	上記以外の階層の ページ	-
その他の村 H P		-